

平成19年11月27日 開会
平成19年11月27日 閉会
(定例会)

平成 19 年第 3 回
島根県後期高齢者医療広域連合議会会議録

島根県後期高齢者医療広域連合議会

島根県後期高齢者医療広域連合告示第13号

平成19年第3回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

平成19年10月31日

島根県後期高齢者医療広域連合長 松 浦 正 敬

- 1 期 日 平成19年11月27日
 - 2 場 所 島根県市町村振興センター6階 大会議室
-

○開会日に応招した議員

安 永 友 行君	宇 津 徹 男君
安 達 幾 夫君	竹 腰 創 一君
千 原 祥 道君	沖 野 健君
松 田 和 久君	立 脇 通 也君

○応招しなかった議員

速 水 雄 一君	勝 部 勝 明君
----------	----------

平成19年第3回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会会議録

平成19年11月27日（火曜日）

議事日程（第1号）

平成19年11月27日 午後1時開会

- 日程第1 議席の一部変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議員提出議案第5号 島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正
について
- 日程第5 承認第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(島根県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する
条例)
- 日程第6 議案第12号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制
定について
- 日程第7 議案第13号 平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第
1号)
- 日程第8 決算第1号 平成18年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議席の一部変更
- 日程第2 会議録署名議員の指名
- 日程第3 会期の決定
- 日程第4 議員提出議案第5号 島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正
について
- 日程第5 承認第7号 専決処分の報告及び承認を求めることについて
(島根県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する
条例)
- 日程第6 議案第12号 島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制
定について
- 日程第7 議案第13号 平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第
1号)
- 日程第8 決算第1号 平成18年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
-

出席議員（8名）

1番	安永友行君	2番	宇津徹男君
3番	安達幾夫君	4番	竹腰創一君
6番	千原祥道君	8番	沖野健君
9番	松田和久君	10番	立脇通也君

欠席議員（2名）

5番	速水雄一君	7番	勝部勝明君
----	-------	----	-------

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	坂野誠君	書記	金森真治君
書記	梶井貴明君	書記	山本幸子君

説明のため出席した者の職氏名

広域連合長	松浦正敬君	事務局長	上村敏博君
事務局次長	太田均君	会計管理者（兼務）	久保田賢司君
業務課長	川岡佳子君		

午後1時00分開会

○議長（立脇 通也君） ただいまより平成19年第3回島根県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 議席の一部変更

○議長（立脇 通也君） 日程第1、議席の一部変更を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付したとおり、議席の一部を変更することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 御異議なしと認めます。よって、お手元に配付したとおり、議席の一部を変更することに決しました。

それでは、ただいま決定いたしました議席にお着き願います。

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（立脇 通也君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、議長において、6番、千原祥道君、及び8番、沖野健君を指名い

たします。

日程第3 会期の決定

○議長（立脇 通也君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程第4 議員提出議案第5号

○議長（立脇 通也君） 日程第4、議員提出議案第5号、島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。

9番、松田和久君。

○議員（9番 松田 和久君） それでは、本議会におきまして提出をいたしました議員提出議案につきまして、提案理由を説明いたします。

議員提出議案第5号、島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正については、本会議の会議録の作成方法につきまして、書面または電磁的記録の両方で作成ができるよう所要の改正をするものであります。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。議員提出議案第5号、島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてに対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって議員提出議案第5号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議員提出議案第5号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議員提出議案第5号、島根県後期高齢者医療広域連合議会会議規則の一部改正についてを採決いたします。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議員提出議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第5 承認第7号

○議長（立脇 通也君） 日程第5、承認第7号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君） 承認第7号につきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしたものであり、御報告申し上げ、御承認をいただきたいと存ずるものであります。

島根県後期高齢者医療広域連合情報公開条例の一部を改正する条例につきましては、郵政民営化法の施行に伴い、所要の文言整理を行ったものであります。

何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。承認第7号、専決処分の報告及び承認を求めることについてに対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって承認第7号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。承認第7号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

承認第7号、専決処分の報告及び承認を求めることについてを採決いたします。

本件を承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、承認第7号は、承認することに決しました。

日程第6 議案第12号

○議長（立脇 通也君） 日程第6、議案第12号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君） 議案第12号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定につきましては、その制定趣旨及び概要等につきまして御説明をいたします。

この条例は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、平成20年4月から施行さ

れます後期高齢者医療制度につきまして、当広域連合が実施いたします事業、保険料率、均等割額等について定めるものであります。

主な内容といたしましては、次のとおりであります。

広域連合の独自給付として葬祭費を3万円支給することといたします。この額につきましては各広域連合が定めることとなっており、県内で年間7,000件余りを見込んでおります。

保健事業につきましては、法律上は各広域連合の努力義務となっておりますが、従来各市町村で実施されておりましたので、広域連合におきましても引き続き実施するものであります。内容といたしましては、健康診査、健康相談、健康教育の各事業を市町村と協力して実施いたします。この財源といたしましては、国が補助基準額の3分の1を補助する方針を示しており、残りを保険料とするものであります。これに関しましては、去る11月22日に私と立協議長が溝口島根県知事に国と同様の支援を求める要望を行ったところであります。

続きまして、制度施行に伴い被保険者の皆様からいただきます保険料についてでございます。

保険料の基準は2年間の単位として定められますが、今回は平成20年度と平成21年度の率及び額について条例で定めるものであります。いただく保険料は被保険者均等割額と所得割額の合計金額といたします。

保険料の決定につきまして、まず2年間の医療給付費、葬祭費、保健事業費などの1,800億円余りを算出し、そこに国庫負担金、県費負担金、市町村負担金等を財源として897億円を試算し、さらに他の保険者からの支援金753億円を充当した残りの額を保険料として徴収いたします。そこに被保険者数約12万人、全国の1人当たり所得に対して島根県の1人当たり所得の所得係数0.66、県全体の収納率99.4%などの数値を用いて計算し、それぞれ均等割額、所得割額を決定いたします。こうやって決定されました被保険者均等割額は1人当たり3万9,670円であります。所得割額は基礎控除後の所得額に所得割率の7.35%を掛けた金額であります。この両方の数値につきまして、条例で決定することといたしております。ただし、所得の少ない被保険者に対して所得段階に応じ、被保険者均等割額を7割、5割、2割の減額を実施いたします。また、被用者保険の被扶養者であった被保険者に対しては、2年間被保険者均等割額を5割減額し、所得割は賦課いたしません。いただく保険料の1年間の限度額は50万円であります。

このように算出したしました低所得者軽減適用後の県内平均保険料額は、年額5万3,346円となります。保険料の徴収猶予や減免は、災害や風水害で著しい損害を受けた場合や世帯主の死亡により収入が著しく減少したなどの理由により実施いたします。

被保険者からの保険料の徴収は、年金からの天引きによります特別徴収と納付書等によります普通徴収で行うこととしており、住所地の市町村が集めて、その保険料を広域

連合に納付していただきます。

現在、国の方で検討をされておりますいわゆる凍結分につきましては、その財源等、不明な部分がありますので、今回の条例には盛り込んでおりません。詳細が明らかになりましたら、改めて御提案をさせていただきたいと思っております。

この条例は、平成20年4月からの施行といたします。

以上、概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。議案第12号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についてに対する質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第12号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第12号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第12号、島根県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第13号

○議長（立脇 通也君） 日程第7、議案第13号、平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君） 議案第13号、平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）につきまして御説明申し上げます。

今回の補正予算は、当初予算額の3億9,150万円から3,327万4,000円を減額して、3億5,822万6,000円とするものであります。

主な内容といたしましては、まず電算処理システム構築経費の節減であり、これは機器リース業務の入札差金及びリース期間の短縮によるものであります。このほかに後期高齢者医療制度施行に伴う準備経費としての被保険者証作成経費、島根県後期高齢者医療広域連合懇話会の設置運営経費や平成18年度老人医療費適正化推進費の国庫補助金

返還金などを補正させていただくものであります。そして、収入として、18年度広域連合繰越金を計上いたしております。

以上、補正予算概要を御説明申し上げましたが、何とぞよろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。議案第13号、平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）に対する質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって議案第13号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。議案第13号について、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

議案第13号、平成19年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

日程第8 決算第1号

○議長（立脇 通也君） 日程第8、決算第1号、平成18年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

松浦広域連合長。

○広域連合長（松浦 正敬君） 地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の審査を経ました決算第1号の平成18年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計の決算につきまして御説明申し上げます。

本広域連合は、平成19年2月1日に設立し、平成20年4月からスタートいたします後期高齢者医療制度の運営主体として準備作業を開始をいたしました。予算編成に当たりましては、平成18年度は制度開始に向けての準備作業段階であるため、2カ月間の必要経費について暫定予算を編成したところであります。

財政運営に当たりましては、歳入はそのほとんどを構成市町村からの負担金である広域連合設立準備委員会からの歳計剰余金が占めており、歳出につきましては、可能な限り歳出抑制に取り組んできたところであります。その結果、平成18年度の本広域連合の一般会計決算は、歳入総額1,236万753円に対し歳出総額771万6,894円と

なり、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は464万3,859円の黒字決算となったところであります。

詳細につきましては、お手元の決算書、主要施策の成果及び実績報告書、並びに監査委員から提出されております決算審査意見書によって御審議の上、御認定をいただきたいと存じます。

○議長（立脇 通也君） これより質疑に入ります。決算第1号、平成18年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算に対する質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（立脇 通也君） 質疑なしと認めます。これをもって決算第1号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。決算第1号について、討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（立脇 通也君） 討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより表決に入ります。

決算第1号、平成18年度島根県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算を採決いたします。

本決算を認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（立脇 通也君） 挙手全員であります。よって、決算第1号は、認定することに決しました。

○議長（立脇 通也君） これにて平成19年第3回島根県後期高齢者医療広域連合議会議会定例会を閉会いたします。

午後1時17分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員